

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和8年1月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500386 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500061 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 57 年 11 月 6 日から同年 12 月 5 日まで

年金記録によると、A社における厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 57 年 10 月 5 日、資格喪失年月日は同年 11 月 6 日と記録されているが、請求期間中も引き続き同社に勤務していたので、資格喪失年月日の記録を訂正し、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳の「厚生年金保険・船員保険の記録(1)」には、A社で勤務していたとする店舗名、住所及び電話番号の印が押され、「被保険者となった日」の欄に昭和 57 年 10 月 5 日、「被保険者でなくなった日」の欄に昭和 57 年 12 月 5 日と記載されており、請求期間も同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格喪失年月日は昭和 57 年 11 月 6 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、請求期間について保険給付の計算の基礎となる記録訂正を行うためには、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定により、事業主が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるが、A社は既に解散しているため、同社の請求期間当時の事業主に照会したものの回答を得られない上、請求期間当時に請求者が勤務していた店舗の店長であったとする者は、請求者を覚えているものの厚生年金保険料控除については不明である旨回答していることから、請求者の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。